

千葉県地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、令和6年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間に地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象)

第2条 地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると知事が認める（1）に掲げる医療機関が行う（2）の事業を対象とする。

(1) 対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関であって第3条の交付要件を満たすもの。ただし、診療報酬により令和2年度改定で新設された地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。

ア 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関

イ 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関

ウ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
(ア) 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合

(イ) 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって、一定の実績と役割がある場合など、5疾病、5事業で重要な医療を提供している場合

エ その他在宅医療において特に積極的な医療を担う医療機関

なお、ア及びイの救急医療に係る実績は、申請年度前年の1月から12月までの1年間における実績とする。

(2) 対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、第3条（3）における医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業。

(3) 対象経費

「(2) 対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費に対して補助を行う。

ただし、本事業で一度補助した人件費については、翌年度以降対象経費として認められない。

なお、診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては、本事業の対象とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する職員、理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付要件)

第3条 次の(1)～(4)のすべてを満たすこと。

(1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

(2) 月の時間外、休日労働が80時間を超える医師を雇用している、若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

(3) 令和6年までに、

・ 地域医療確保暫定特例水準（以下「B水準」という。）指定を予定している医療機

関（B水準医療機関に求められる医療機能を満たす医療機関に限る。）において、B水準対象業務に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が960時間以下

- ・ 前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下

となるよう次のア及びイに留意し、当該保健医療機関内に他職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

ア 現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと

イ 計画の作成に当たっては、次に掲げる(ア)～(キ)の項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。

(ア) 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員などにおける役割分担の具体的内容（初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など）

(イ) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施

(ウ) 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）

(エ) 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮

(オ) 当直翌日の業務内容に対する配慮

(カ) 交替勤務制・複数主治医制の実施

(キ) 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

(4) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保健医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(算出方法等)

第4条 知事は、補助金交付の対象として認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、補助額は以下のとおり算定する。

(1) 当該医療機関が病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。第2条（1）ウにおいて「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は、病床機能報告における同時点での精神病床の最大使用病床数とする。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。）1床あたり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、第2条（3）の対象経費に対してそれぞれ（2）の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 補助率

ア 資産形成経費：10分の9

イ その他経費：10分の10

(3) (1) により選定した額から寄付金その他の収入額を控除した額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定による補助金の申請をしようとするときは、知事が別に定める期日までに、千葉県地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに機械及び器具については、知事の定める期間を経過するまで、知事の承認を得ないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

なお、知事が定める期間については、「補助金により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付け厚生労働省告示第384号）の例に準ずるものとする。

(5) 知事の承認を受けて、補助事業により取得した財産を処分することにより収入があった場合においては、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

(6) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(7) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(8) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税等に係る仕入控除税額報告書（別記第3号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を転換する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消

費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(9) その他知事が必要と認める事項

(変更等承認申請)

第7条 前条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 規則第12条に規定する実績報告をするときは、補助事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、千葉県地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金実績報告書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求するときは、千葉県地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払いの請求)

第10条 規則第16条の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、千葉県地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金概算払請求書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 医師に対する時間外労働の上限規制の適用にあたり、補助金の交付を受けた補助事業者において法令違反が認められた場合、補助事業者は速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の規定により補助事業者から知事に報告があった場合には、交付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(暴力団密接関係者)

第12条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役

員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体) とする。

附 則

この要綱は、令和3年7月13日から施行する

附 則

この要綱は、令和4年7月8日から施行する